

第7回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底等について

令和元年5月21日に農林水産省において「第7回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」が開催され、発生した豚コレラ（13例目～22例目）の感染経路や今後の対策について検討されました。その内容を踏まえ、本病ウイルスの侵入防止、万が一の際の早期発見及びまん延防止に万全を期すために、以下の3項目について徹底をお願いします。

- 1 今回のウイルスが、感染個体が増加して症状が明確になるまで時間を要することを踏まえ、平時からの丁寧な臨床観察を徹底してください。そのために、改めて豚コレラの特定症状（後述）を理解し、早期通報をお願いします。
- 2 特に飼養者が入る頻度が高く、ウイルスが侵入するリスクの高い分娩舎等における清掃・消毒・手洗い等を徹底するとともに、専用長靴を使用してください。
- 3 ウイルスを伝播する可能性のあるネズミ等の野生動物対策に万全を期すために、日頃から殺鼠剤の散布や、消毒効果も含め、農場周囲への消石灰の散布を念入りに行ってください。

※「第7回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」の詳細につきましては下記農林水産省ホームページをご参照ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/index-204.pdf>

◎豚コレラ等の特定症状について

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する早期通報体制を確立するため、家畜伝染病予防法の規定に基づき農林水産大臣が指定する症状（特定症状）は次のとおりです。豚コレラ、アフリカ豚コレ

ラの特定症状を理解し、個体観察を徹底してください。

- 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること
- 同一畜房内で次のいずれかの症状を示す家畜が当日及びその前六日の七日間に増加していること。

ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

- 1・摂氏四十度以上の発熱、元気消失又は食欲減退があること
- 2・便秘又は下痢があること
- 3・結膜炎があること
- 4・歩行困難、後躯麻痺又はけいれんがあること
- 5・削瘦、被毛粗剛又は発育不良（いわゆる「ひね豚」）があること
- 6・流死産等の異常産の発生があること
- 7・血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血又は血便があること

- 同一の畜舎内において、当日及びその前六日の七日間に複数の繁殖又は肥育に供する家畜が突然死亡すること

ただし、家畜の飼養衛生管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ又はアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。



神奈川県県央家畜保健衛生所
〒243-0417 海老名市本郷3658
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124
東部出張所
〒226-0015 横浜市緑区三保町2076
電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

